

明代中期の法制と社会

明律研究会(豊嶋順揮^①・片保涼介^②・猪俣貴幸^③・祁蘇曼^③・笹川春哉^④・白石廣太郎^④)

①代表(文学研究科東洋史学専修D4), ②副代表(法学研究科法学専攻D6), ③東洋史学専修DC, ④同学部生

①研究の背景と目的

弊会は明代中国の基本法典『大明律』を同時代人がどのように運用していたのかを解明する一連の研究をおこなってきた。本年度も引き続き、『皇明條法事類纂』を中心とした明代中期の「條例」の整理・訳注を行ない、順次、成果の公開を進めた。

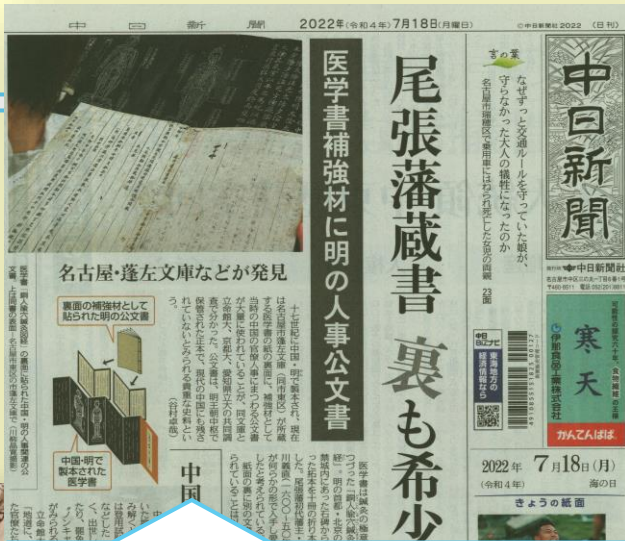
「明代中期の法制と社会」に関しては、祁蘇曼が『保龍全書』や『不平鳴稿』といった史料を駆使して、裁判文書の中にみえる「参語」についての研究を進め、豊嶋順揮が『事類纂』や問刑條例からみえる明代社会の諸相を明らかにする研究を展開し、それぞれ博士論文の一部となるべき論考を仕上げている。

また、井上充幸らによる蓬左文庫蔵『銅人臉穴鍼灸図経』裏貼り文書の発見(↓新聞記事参照)により、日本国内に所蔵される漢籍や法帖の裏面に明清時代の官文書が再利用されている可能性がでてきたことを受け、猪俣貴幸が蓬左文庫・慶應大学図書館に所蔵される漢籍の裏貼り文書の調査を進め、その可能性をひろげた。

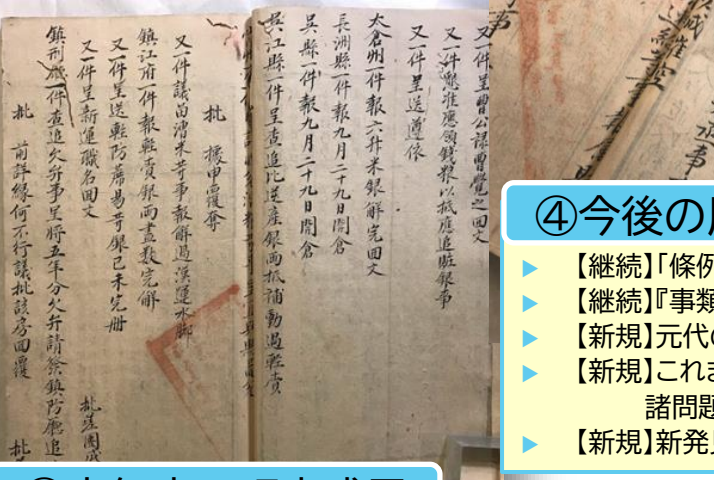
②裏貼り文書の発見と可能性

2022年8月、猪俣は慶應大学図書館に所蔵される『鑿御製新頒大明律例註釋招擬折獄指南』18巻の原本調査を実施した。全国漢籍DBに「裏打紙に明清公文書使用」との記載があったことから原本調査実施に至った。

調査の結果、本書は小田切満寿之助が1931年4月に慶應に寄贈したもので、本紙の裏に清代江南の地方衙門で使用された公文書(↓写真)が全ページにもれなく裏打ちされていることが判明した。清代に比定できる根拠は推された朱印に満洲文字が見えるためである。→



↑2022年7月18日『中日新聞』朝刊第一面。丸山裕美子(愛知県立大教授)、辻正博(京大教授)、井上充幸(立命館大教授)、小島浩之(東大講師)、高島晶彦(史料編纂所技術専門職員)、猪俣貴幸で研究チームを組み、研究を進めている。



④今後の展望

- ▶【継続】「條例」から『問刑條例』への編纂過程を整理。
- ▶【継続】『事類纂』と対校テキストの整理・公開。
- ▶【新規】元代の法制史料との比較を視野に『元典章』を講読。
- ▶【新規】これまでの蓄積を活かし元明時代の宗教と社会をめぐる諸問題にも研究をひろげられる。
- ▶【新規】新発見の裏貼り文書の翻刻と整理。

⑤本年度の研究成果

○学界報告

- 成果① 「清代の問刑実務における参語:『保龍全書』をめぐる」(立命館東洋史学会大会。2022年8月)
- 成果② 「問刑条例から見た明代社会」(京大人文研附属現代中国研究センター共同研究班「近現代中国の制度とモデル」2022年 月)

●公刊論文

- 成果③ 祁蘇曼「明代の問刑実務における「参語」:『不平鳴稿』を題材に」(『立命館東洋史学』(45), 2022年)
- 成果④ 井上充幸・豊嶋順揮・祁蘇曼「『事類纂』巻四七・刑部類・官司出入人罪 譯註稿①」(『立命館文学』第679号, 2022年9月)
- 成果⑤ 黄彰健(著)、猪俣貴幸(訳)「明代律例刊本所附「比附律條」考」(『立命館文学』第679号, 2022年9月)
- 成果⑥ 豊嶋順揮(著)、黄鍾(訳)「明代成化・弘治年間閩海海上走私貿易的法律整頓」(中国語。『法律史評』(9), 2021年11月)
- 成果⑦ 井上充幸・猪俣貴幸(著)、祁蘇曼(訳)「『皇明條法事類纂』巻四十八《刑部類》「斷罪引律令」訳註稿(上)」(中国語。『法律史評』(9), 2021年11月)

●学会報告予稿

- 成果⑧ 豊嶋順揮「明中期大運河上の司法與犯罪」(中国語。明史学会臨清會議予稿:学会延期中)